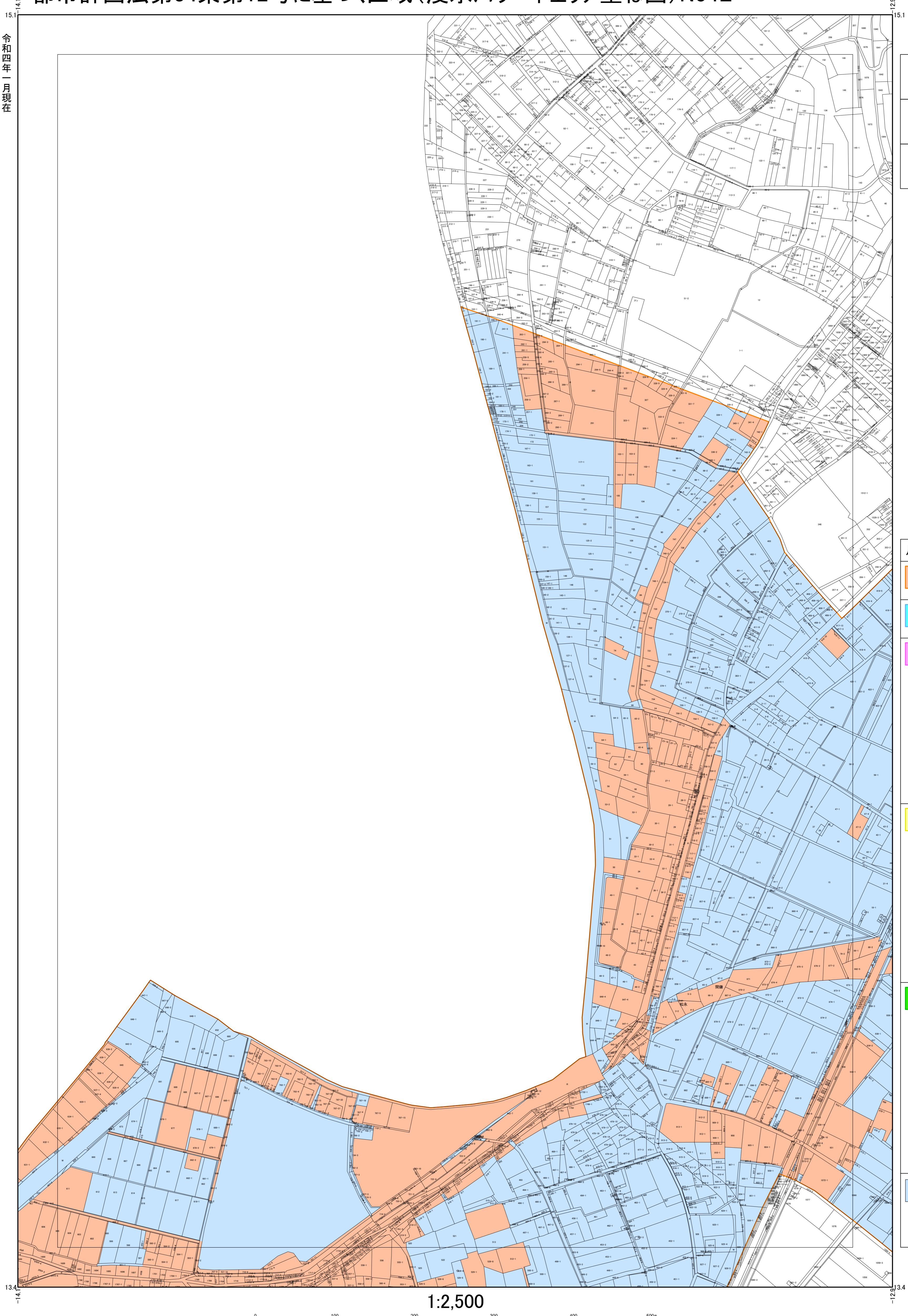


久喜市  
都市計画法第34条第12号に基づく区域(浸水ハザードエリア重ね図)No4L

令和四年一月現在



凡例

<span style="background-color: orange; border: 1px solid black; padding: 2px;"></span>	条例第5条第2項に基づく既存の集落 (最低敷地面積300m <sup>2</sup> が適用される区域)
<span style="background-color: cyan; border: 1px solid black; padding: 2px;"></span>	条例第5条第2項に基づく既存の集落 (最低敷地面積300m <sup>2</sup> が適用されない区域)
<span style="background-color: magenta; border: 1px solid black; padding: 2px;"></span>	【流通業務施設】 条例第5条第1項第1号に基づく土地の区域のうち、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行第2.9条の9各号に掲げる士地の区域、農業振興地の整備に関する法律第5条第2項第1号に規定する士地の区域及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第6項第1号に掲げる農地及び第5条第2項第1号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。 <予定建築物の用途は、建築基準法第2(5)項に掲げる建築物以外の建物のうち、倉庫及び貯蔵物を含むものとする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項第1号に規定する士地の区域及び清掃に関する法律第4条第6項第1号に掲げる農地及び第5条第2項第1号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。>
<span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px;"></span>	【工業施設】 条例第5条第1項第1号に基づく土地の区域のうち、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行第2.9条の9各号に掲げる士地の区域、農業振興地の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する士地の区域及び清掃に関する法律第8条第2項第1号に規定する士地の区域及び清掃に関する法律第4条第6項第1号に掲げる農地及び第5条第2項第1号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。 <予定建築物の用途は、建築基準法第2(5)項に掲げる建築物以外の建物のうち、工場とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項第1号に規定する士地の区域及び清掃に関する法律第4条第6項第1号に掲げる農地及び第5条第2項第1号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。>
<span style="background-color: green; border: 1px solid black; padding: 2px;"></span>	【商業施設】 条例第5条第1項第1号に基づく土地の区域のうち、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行第2.9条の9各号に掲げる士地の区域、農業振興地の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する士地の区域及び清掃に関する法律第8条第2項第1号に規定する士地の区域及び清掃に関する法律第4条第6項第1号に掲げる農地及び第5条第2項第1号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。 <予定建築物の用途は、建築基準法第2(5)項に掲げる建築物以外の建物のうち、次の(1)又は(2)に掲るものとする。 (1)小売業の店舗(大規模小売店舗の2条第1項に規定する店舗面積が3,000m <sup>2</sup> 未満のものに限る。(2)において同じ。)(2)小売業の店舗と飲食店の用ののみを併せ有する施設(当該用施設に供する部分の地面積の合計が10,000m <sup>2</sup> 未満のものに限る。)>
<span style="background-color: lightblue; border: 1px solid black; padding: 2px;"></span>	【浸水ハザードエリア】 都市計画法施行令第29条の9第9号又は第7号(第1号第1項第1号に限る。)に該当する区域 (利根川、荒川、小山川又は中川が氾濫した場合の規定水深以上である土地の区域)

1:2,500

0 100 200 300 400 500m